

横瀬町 第6次行政改革大綱

平成27年度
横瀬町

I はじめに

本町では、地方行財政を取り巻く厳しい状況を踏まえ、昭和60年から時代の潮流に合わせ、効率的な行政運営と財政の健全化を実現するため行財政改革を推進し、様々な取り組みを行ってきました。

この間、地方分権の進展や社会情勢の変化により、新たな行政課題や多種・多様化した町民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供が求められています。

さらに、全国的な課題として、人口減少の克服、地域経済縮小の克服の観点から地方における「まち・ひと・しごと創生」の取り組みが求められています。

このような社会情勢の変化や行政需要に的確かつ迅速に対応するため、平成27年度から5年間のまちづくりの方向性を示す「第5次横瀬町総合振興計画後期基本計画」及び「横瀬町地方創生総合戦略」を策定し、各種施策を計画的に推進することとしています。

少子高齢化に対する幅広い施策や、ニーズの多様化など、多岐にわたる行政課題、増大する財政需要に対し、財政の健全性を維持しつつ、町民に最も身近な基礎的自治体として、自主性及び自立性を一層高めることが求められているといえます。町民と情報を共有しながらスクラップ・アンド・ビルドを行い、事務事業の見直しや改善を図り、限りある経営資源を有効に活用し、町民サービスの質の向上に取り組むことが今後さらに重要となります。

横瀬町第6次行政改革大綱は、人口減少に正面から向き合い、「日本一住みよい町」、「日本一誇れる町」を実現するため、町民に信頼される効率的な行政運営及び、町民参画によるまちづくりを推進し、限られた財源の中で、時代の変化に柔軟に対応した自治体として進化していくために策定するものです。

II 基本方針

今までの行財政改革の取組を踏まえつつ、次の3つを基本方針として具体的な改革に取り組むこととします。

○持続可能な財政運営の確立

○安定的な組織体制の構築

○効果的・効率的な業務運営の推進

Ⅲ 取組事項

1 持続可能な財政運営の確立

将来にわたり、町民に必要なサービスを提供していくため、費用対効果を十分に踏まえて事業の選択と集中を図るほか、自主財源の確保や財政規律の堅持に努めるなど、財政の健全性を確保します。

① 歳出の削減

職員が財政状況を理解し、経常的な経費を削減するとともに、事業の優先度、将来的財政負担等を勘案し、事業費の重点配分を行います。また、同時に事業の成果・質を向上させ、歳出の削減を図ります。

② 自主財源の確保

健全な財政運営を推進するためには、自主財源の確保が重要です。公平な、町民負担と財源の確保に向けて町税等の滞納対策の強化を図るとともに、納税意識の醸成に努め収納率の向上に取り組みます。

また、ふるさと納税の促進等による新たな自主財源の確保に取り組みます。

③ 公共施設マネジメントの推進

長期的な視点に立って公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」を策定し、指定管理者制度についても積極的に活用します。

また、民間の類似サービスを考慮した受益者負担の考えに基づき、公共施設の使用料等の見直しを検討するとともに公共施設の新たな利用方法等も検討し、自主財源の確保にも努めます。

④ 新公会計制度の導入等

厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、町民に対する説明責任をより適切に果たし、安定的な財政運営を行って行くために、新公会計制度による統一的な基準による財務書類等を作成・公表し、予算編成等にも積極的に活用します。

2 安定的な組織体制の構築

行政運営の持続性を確保しつつ、時代の変化や新たな行政課題に柔軟かつ的確に対応するために、高い意欲と能力を兼ね備えた人材の育成と効率的な組織体制を構築し、行政サービスの質の向上につながる安定的な組織を確立します。

① 効果的な組織機構の構築

時代の変化や新たな行政課題に的確にかつ柔軟に対応するために、弾力的な組織機構を構築し、実情・実態を把握しつつ、事業に見合った定員を確保しながら職員の能力を最大限に発揮させる、簡素で機能的な組織機構づくりを推進します。

② 人材の育成

多様化する町民のニーズに対応するには、組織の能力を向上させるとともに、職員の意識改革や能力向上が必要です。多様な研修や適材適所の人事配置を行い、町民から信頼される人材を育成し、職員の資質の向上に取り組みます。

③ 窓口サービスの向上

町民サービス提供の最前線である窓口業務をより町民から親しまれるものとするため、手続きの簡素化・迅速化による待ち時間の短縮や窓口の集約化などにより、町民の利便性と満足度の向上を図ります。

3 効果的・効率的な業務運営の推進

行政サービスをより効果的に提供するため、町民ニーズを的確に把握し、行政関与の必要性・緊急性を考慮しながら町が行うべき業務を明確化し、民間のノウハウやICTを積極的に活用するなど、より効果的・効率的な業務運営を推進します。

① 計画行政の推進

「第5次横瀬町総合振興計画後期基本計画」及び「横瀬町地方創生総合戦略」に基づき、中長期的な視点で計画的に施策を推進します。

② 協働のまちづくりの推進

少子高齢化や町民ニーズの多様化等、増加する地域課題の解決を全て行政が担うのではなく、町政への住民参画の仕組みを確立し、町民と行政相互の適切な役割分担と連携を図り、協働のまちづくりを推進します。

③ 民間委託の推進

事務事業全般に渡ってBPRの手法を用いた業務フローの見直しを行うとともに、民間に委託が可能な業務を洗い出し、委託が可能なものについては積極的に民間委託し、民間のノウハウと能力を活用し、業務運営の効率化、サービスの向上と経費の削減を図ります。

④ ICT化の推進

高度化された情報処理技術や通信技術を活用した情報化やクラウド化を推進し、業務の標準化・効率化、コストの削減、災害への対応力の強化を図るなど、ICT化と業務改革を同時・一体的に行います。

IV 計画期間

本大綱の計画期間は、「第5次横瀬町総合振興計画後期基本計画」及び「横瀬町地方創生総合戦略」の計画期間に合わせ、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、制度改正や社会経済情勢等環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

V 進行管理

行政改革を推進するにあたっては、全庁的な取り組みはもとより、議会並びに町民の理解と協力を得て取り組むとともに、毎年度、行政評価システムを活用した行政評価を行い、PDCAサイクルによる行政運営全体の視点からの進行管理を実施します。

行政活動である政策、施策及び事務事業について客観的にその業績や成果を把握・評価することにより、目的・有効性の検証や見直しなどを行い、効率的に推進します。